【表紙】

【提出日】 平成31年3月13日

【会社名】 世紀東急工業株式会社

【英訳名】 SEIKITOKYU KOGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐 藤 俊 昭

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園二丁目9番3号

【電話番号】 03(3434)3251(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部財務部長 川 野 隆 紀

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝公園二丁目9番3号

【電話番号】 03(3434)3251(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部財務部主計グループリーダー 若 林 直 之

【縦覧に供する場所】 世紀東急工業株式会社 北関東支店

(さいたま市浦和区高砂二丁目1番1号)

世紀東急工業株式会社 東関東支店

(千葉市中央区村田町1106番地)

世紀東急工業株式会社 横浜支店

(横浜市都筑区荏田南三丁目 1 番31号)

世紀東急工業株式会社 名古屋支店

(名古屋市千種区今池五丁目24番32号)

世紀東急工業株式会社 関西支店 (大阪市北区野崎町7番8号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日 平成31年3月6日

## (2) 当該事象の内容

当社は、全国において販売するアスファルト合材の販売価格の決定に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、平成29年2月28日に公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、平成31年3月6日、同委員会から、排除措置命令書(案)および課徴金納付命令書(案)に関する意見聴取通知書を受領いたしました。当社としては、意見聴取通知書の内容を精査・確認し、同委員会から証拠等に関する説明を受けたうえ、今後の対応を慎重に検討してまいります。

## (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成31年3月期第4四半期会計期間の個別決算及び連結決算において、上記(2)の課徴金納付命令書(案)による課徴金納付額(予定)4,346百万円と平成31年3月期第3四半期までの決算において計上している独占禁止法関連損失引当金3,036百万円との差額1,310百万円を、独占禁止法関連損失引当金繰入額として特別損失に計上する予定です。

以上